

空き家情報登録制度 (空き家バンク)のご案内

「日光市空き家情報登録制度(通称・空き家バンク)」は、市内に空き家物件をお持ちの方からの申請により、活用可能な空き家の情報を登録し、物件を探している方に紹介する制度です(下図を参照)。市の空き家バンクホームページなどで物件情報を公開して利用希望者を募り、市内への移住・定住を促進しています。

申請書は、地域振興課の窓口で配布しています(市の空き家バンクホームページからダウンロード可)。申請書が提出された後、書類の確認や現地調査をして、登録の可否を判断します。登録となった物件の情報は、空き家バンク利用登録者に通知するとともに、ホームページで公開します。

どんな物件が登録できるの？
 ○個人所有の戸建ての住居や店舗の建物およびその敷地
 ○建物および敷地の登記があり、同一の所有者となっているもの
 ○建物が建築基準法などの要件を満たしているもの
 ○売買・賃貸借を目的とし

最近では、首都圏からも、日光市での暮らしに興味を持って物件を探しに来る方が増えています。市内に空き家をお持ちの方は、ぜひ登録をご検討ください。

登録方法

物件登録申込書を地域振興課に提出してください。

て建築、購入された物件は対象となりません
 ※その他、条件がありますので、詳しくはお問い合わせください

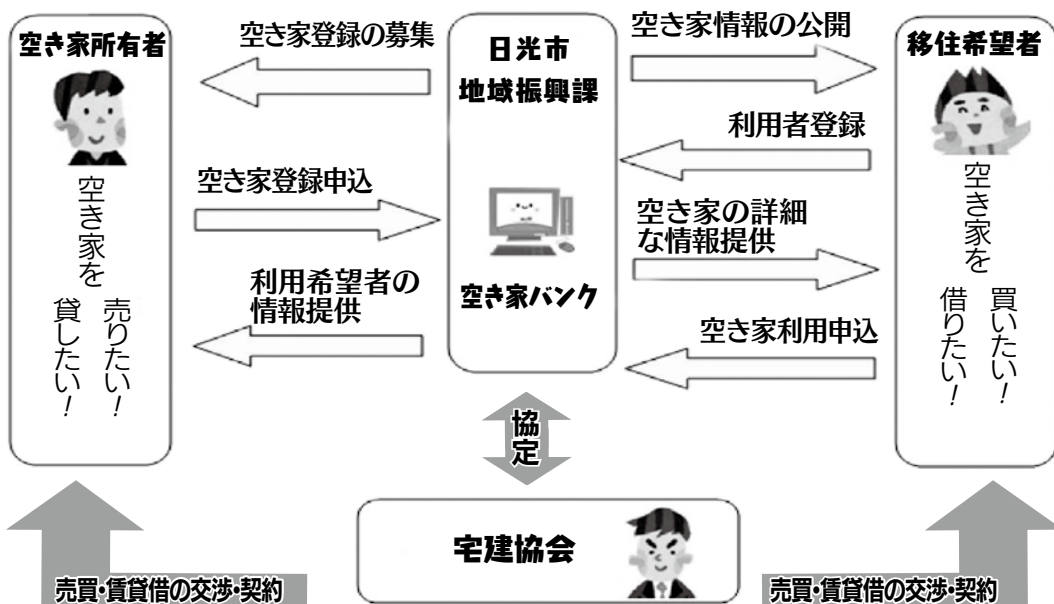
注意事項

●空き家バンクへの登録により、利用者とこの成約が保証されるものではありません。

●市は、情報の公開・紹介などを行いますが、物件の売買・賃貸借に関する交渉・契約などに関しては一切関与しません。空き家バンクに登録された物件を購入したい、借りたいという利用希望者が現れた場合、市と業務協定を結んでいる公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会(宅建協会)に所属する不動産業者が仲介を行います(不動産取引業法で定められた範囲内で仲介手数料が発生します)。

●空き家バンクに登録された物件は、市内に在住の方も利用の申し込みが可能です。

図：市の「空き家バンク」のイメージ



くわしくは 地域振興課 定住促進係

☎(21)5147

日光市空き家バンクのホームページ (<http://www.nikko-akiyabank.jp/>)